

令和1年6月17日施行

役員等報酬・旅費規程

社会福祉法人 同朋福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人同朋福祉会の理事・監事・評議員・評議員選任、解任委員及びその他理事長が必要と認めた者の報酬・旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事・監事・評議員・評議員選任、解任委員をいう。

(理事会及び評議員会等の出席)

第3条 理事・監事が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、評議員選任、解任委員が評議員選任、解任委員会に出席したとき、その他理事長が必要と認めた者が理事会・評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費を実費弁償費として増額する。

(役員等の弁償費)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事・監事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 理事長が必要と認めた者が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 交通費は実費弁償費を支払う。神戸市内は支給しない。

5 理事及び監事の報酬及び費用弁償費については各年度の総額が3,000万円を超えない範囲で支給することができる。

(常務理事の報酬)

第5条 常務理事の報酬は、毎年予算理事会で定めた金額、評議員会で議決した額を支給する。

(監事の弁償費)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費は実費弁償費として支払う。神戸市内は支給しない。

(出張旅費)

第7条 役員、評議員及びその他理事長が必要と認めた者が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

6 宿泊所が指定されているときは、その実額とする。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(役員慶弔規程)

第10条 本規程は、役員慶弔規程を同じ取扱いとする。

付 則

この規程は、平成18年 4月 1日より施行する
平成21年 4月 1日一部変更する
平成24年 5月23日一部変更する
平成29年 4月 1日一部変更する
令和 1年 6月17日一部変更する

別表 1

名 称	報 酬
理事会出席	20,000円
評議員会出席	20,000円
評議員選任、解任委員会出席	20,000円
理事長が必要と認めた者	20,000円

別表 2

名 称	報 酬
理事及び評議員	20,000円
評議員選任、解任委員	20,000円
監事監査指導	40,000円
懲戒委員会	20,000円
理事長が必要と認めた者	20,000円

別表 3

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	30,000円	20,000円	実 費

※本別表に定める報酬には、源泉所得税を含めないものとする。

役員慶弔規程

1. 死亡

理事長	100,000円
常務理事	100,000円
理事 監事	50,000円
評議員	30,000円
評議員選任、解任委員	30,000円
その他	30,000円

2. 退任

理事長	100,000円
常務理事	50,000円
理事 監事	20,000円
評議員	20,000円
評議員選任、解任委員	20,000円
その他	20,000円

3. お見舞い（入院、疾病、けが）

理事長	50,000円
常務理事	30,000円
理事 監事	20,000円
評議員	20,000円
評議員選任、解任委員	20,000円
その他	20,000円

4. 結婚

理事長	50,000円
常務理事	50,000円
理事 監事	50,000円
評議員	50,000円
評議員選任、解任委員	50,000円
その他	50,000円

5. 表彰

理事長	100,000円
常務理事	50,000円
理事 監事	50,000円
評議員	50,000円
評議員選任、解任委員	50,000円
その他	50,000円